第4回鳥取市開発審査会議事録

- **1 日 時** 平成18年7月31日(月)13:30~
- 2 場 所 鳥取市役所本庁舎4階第4会議室
- 3 出席者
 - 【委員】岸本晟会長、常田明美委員、濱田香委員、奥山育英委員、松浦喜房委員、 大北美知枝委員
 - 【事務局】綾木都市整備部長、渡部建築指導課長、綱田主査、馬林技師
- 4 欠席者 河本充弘委員

5 主な会議概要

区分 ・議案第1号 都市計画法第 43条第1項の 規定による建築 物の建築の許可 について(鳥取市	公開又は 非公開 の別 非公開	申請等の概要 ・申請地に係る建築物の用途 車庫兼倉庫 (個別案件)	議事の概要 ・家族数の増及び子供の成長に伴い居 宅が手狭となり、離れ階下の車庫部分 を居住部分に改装する必要性があり、 やむを得ず母屋に近接した申請地を購 入して車庫兼倉庫を新築するものであ り、異議なしで承認された。
長諮問) ・議案第2号 都市計画項第1項第2日の規定による変更に対して(鳥取市長諮問)	非公開	・申請地に係る建築物の用途 食品用トレー 製造工場 (やむを得ない 用途変更)	・都市計画法の許可を受けて市街化調整区域において電子部品工場を営んでいたが、発注元である大手メーカーが主要製品の生産拠点を中国に移転したため、電子部品の受注が減少し、会社存続が厳しくなり、環境に優しい食品用トレーを製造する工場へ用途を変更するものであり、異議なしで承認された。
・議案第3号 都市計画法第 43条第1項の 規定による建築 物の建築の許可 について(鳥取市 長諮問)	非公開	・申請地に係る建 築物の用途 住居兼民宿 (個別案件)	・家族の結婚や同居に伴い居住スペースが手狭となり、また、民宿の経営安定を図るため団体客の会食が可能となるよう、敷地の一部を拡張して1階住居、2階大広間の住居兼民宿を増築するものであり、異議なしで承認された。

・議案第4号 都市計画法第 43条第1項の 規定による建築 物の建築の許可 について(鳥取市 長諮問)	非公開	・申請地に係る建 築物の用途 産業廃棄物保 管施設 (個別案件)	・産業廃棄物の再資源化事業参入による産業廃棄物破砕施設の設置許可及び産業廃棄物処理業の許可申請に伴い、隣接する車両置場に処理前の廃棄物の保管施設を増築しようとするものであり、産業廃棄物破砕施設の設置許可後に建築許可を行うこととし承認された。
・報告事項 都市計画法第 43条第1項の 規定による建築 物の建築の許可 について(4件)	非公開	_	・会長専決案件について報告を行った。